

廃止措置計画変更に係る確認結果整理表

本資料は廃止措置計画の変更に関し、県が説明を受けた内容及び以下の会議等
出された主な質問等に対する中国電力の説明内容を分類し、とりまとめたものであ
る。

- ・ 島根県原子力安全顧問会議（8/17）
- ・ 中国電力主催の住民説明会（8/31～9/14）
- ・ 島根県議会防災地域建設委員会（8/24、9/7、9/27）
- ・ 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会（10/4）

廃止措置計画変更に係る確認結果整理表 項目一覧

| 確認項目 | 頁 |
|---|----|
| 1. 変更内容のうち、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）に行 う具体的な事項の反映部分について | — |
| （1）汚染状況の調査 | — |
| ＜1＞ 汚染状況調査の継続理由は何か | 3 |
| ＜2＞ 汚染状況調査の評価精度向上の意義は何か | 4 |
| （2）核燃料物質による汚染の除去 | — |
| ＜3＞ 具体的な除染方法はどのようなものか | 5 |
| ＜4＞ 除染等で生じた水、粉塵を含む空気の管理はどうなっているか | 6 |
| （3）原子炉本体周辺設備の解体撤去 | — |
| ＜5＞ 作業者の安全確保対策（放射線安全、労働安全）はどうなっているか | 7 |
| ＜6＞ 周辺環境への放射性物質漏えい防止対策は取られているか | 9 |
| ＜7＞ 第2段階中に想定する事故はどのようなもので、どういう対策がとら れているか | 10 |
| （4）放射性廃棄物の処理処分 | — |
| ＜8＞ 低レベル放射性廃棄物の処分先はどこか | 11 |
| ＜9＞ 廃止措置に伴い発生する解体廃棄物（放射性固体廃棄物）はどう管理 されるか | 12 |
| ＜10＞ クリアランス制度対象物の処理・処分はどのようにされるのか | 13 |
| 2. 変更内容のうち、廃止措置工程の見直しについて | — |
| ＜11＞ 第2段階の延長理由は何か | 14 |
| ＜12＞ 使用済燃料の搬出先となる再処理工場の稼働見通しはどうか | 15 |
| ＜13＞ 再処理工場の竣工が延期され、廃止措置計画の工程が再延長されるこ とはないか | 16 |
| ＜14＞ 再処理工場の稼働後、他原発や2号機よりも使用済燃料の受け入れが 後回しになることはないか | 17 |
| ＜15＞ 廃止措置計画第4段階の短縮理由は何か、また短縮する方法は何か | 18 |
| ＜16＞ 廃止措置期間変更のメリットは何か | 19 |
| 3. その他廃止措置に関するもの | — |
| ＜17＞ 計画変更等がある場合の住民への情報提供方法やタイミングはどう 考えているか | 20 |
| ＜18＞ 上関中間貯蔵施設と廃止措置計画の関係はあるのか | 21 |

1. 変更内容のうち、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）に行う具体的な事項の反映部分について

(1) 汚染状況の調査

① 第2段階で具体化した内容

原子炉本体等解体撤去期間以降に解体撤去を行う原子炉本体等について、引き続き、汚染状況の調査を行い、廃棄物発生量の評価精度向上を図る。

② 確認項目に対する中国電力の説明

| 確認項目 | ＜1＞ 汚染状況調査の継続理由は何か |
|---------|--|
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・放射化汚染評価については、計算により核種ごとの放射能を評価、供用終了機器等からの試料採取・分析により計算結果を検証しており、評価精度向上のため第2段階においても引き続き放射能測定等を実施 ・第2段階を延長する期間を利用し、新たに圧力容器の内側をサンプリング採取するなどにより、第3段階に発生する廃棄物発生量の評価精度の向上を図るとともに、より適切な解体撤去工法等の検討に反映でき、作業者の更なる被ばく低減に寄与できることから、引き続き汚染状況調査を実施 |

| | |
|------------------------------|---|
| 確認項目 | <p>〈2〉 汚染状況調査の評価精度向上の意義は何か</p> |
| <p>関連する 顧問から の質問</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・汚染状況調査で計算評価に加えサンプリングによる評価をする とのことだが、メリットや必要性など含め丁寧な説明をする必 要がある。サンプリングによる実測評価が安全評価の観点から どのようなメリットがあるか説明するとよい。(内田顧問) ・汚染状況調査で精度を上げるといのは、新たな脅威が見つかる、 オーダーが変わるような影響があるのか。(宮本顧問) ・汚染状況調査において、サンプリングをする際の代表性の問題 はどう考えているか。(片桐顧問) |
| <p>中国電力 の説明</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・炉内の放射エネルギー評価は計算値。サンプリングしてより正確な放 射エネルギーを知ること、L1廃棄物と思っていたものがL2とな れば、処理方法や物量が変わり、貯蔵容器の設計にも反映でき ることなどがメリット ・この精度向上で新たな脅威が見つかったり、放射能濃度の桁が 変わったりする影響はない。境界レベルの材料がどちらになる か精度を高めたり、線量が正確にわかれば作業の工法や手順、 被ばく面で助かったりする、正確な数字を持つことが目的 ・第1段階で実施した汚染状況調査では、機器、配管等の外部か らの線量率測定は、再循環系など、主要な12系統を対象に系 統内で汚染量が異なる可能性がある箇所を網羅的に複数点 (110箇所程度)にわたり測定しその結果を基に評価、今後、 第2段階で実施する汚染状況調査では、原子炉内を対象に放射 エネルギーを評価する観点から主要な構造物を代表として、この一部 をサンプリング・分析し、その結果を基に評価する予定 |
| <p>関連する 顧問の意 見</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・汚染状況調査データは定期的に報告されるものだと一般の人が 捉えているとしたら、それを内部管理のために使うものだから と公開しないのは望ましくない。(片桐顧問) |

1. 変更内容のうち、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）に行う
具体的な事項の反映部分について

(2) 核燃料物質による汚染の除去

① 第2段階で具体化した内容

系統除染を実施した施設以外の施設のうち、二次的な汚染があり、除染を行うことにより、解体撤去等における放射線業務従事者の受ける放射線被ばくの合理的な低減が期待できる箇所を対象に機器除染を実施する。

除染の方法については、原子炉運転中の定期点検等において被ばく低減対策として行ってきた除染の経験・実績を生かし、化学的又は機械的除染（両除染法を効率的に組み合わせて行う場合を含む）により行う。

② 確認項目に対する中国電力の説明

| 確認項目 | 〈3〉 具体的な除染方法はどのようなものか |
|---------|--|
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none">・ 除染の方法は、解体前に必要に応じて化学的除染又は機械的除染を実施・ 化学的除染は、薬品で内表面の放射性物質を溶出させて除去する等、機械的除染は、研磨材を使用して表面の放射性物質を除去する等により実施 |

| | |
|---------|---|
| 確認項目 | <p>〈4〉 除染等で生じた水、粉塵を含む空気の管理はどうなっているか</p> |
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2段階で発生する廃棄物は運転中と同様、気体・液体・固体の性状に応じて適切に処理 ・ タンクを除染した水にはコバルト 60 が含まれるが、フィルタ等で捕捉し綺麗な水にしてほとんどは再利用、場合によっては法令基準を守って放出 ・ トリチウム以外の放射性物質はフィルタ等による除去をし、放出にあたっては当社で定めた放出管理目標値よりも十分に低いことを確認 ・ 第2段階以降の気体・液体廃棄物管理に係る措置は以下のとおり。これらを保安規定に定めるため、今後、保安規定の変更認可申請を実施予定 <p>〈気体廃棄物の管理に係る措置〉</p> <p>排気筒およびタービン建物排気筒からの放射性物質（粒子状物質（コバルト 60））の放出管理目標値を定めてこれを超えないよう努め、また、定められた頻度で測定を実施</p> <p>〈液体廃棄物の管理に係る措置〉</p> <p>復水器冷却水放水路排水中の放射性物質の放出量が放出管理目標値を定めてこれを超えないように努め、また放出の都度、放射性物質の濃度の測定を実施</p> |

1. 変更内容のうち、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）に行う具体的な事項の反映部分について

(3) 原子炉本体周辺設備等解体撤去

① 第2段階で具体化した内容

供用を終了した設備のうち、管理区域内にある放射性物質により汚染された設備（ただし、ドライウェル内にあるものを除く。）（以下「原子炉本体周辺設備」という。）の解体撤去に着手する。

原子炉本体周辺設備の解体撤去は、解体時に追加的な汚染が付着しないよう、放射性廃棄物でない廃棄物を先行して解体し、その後、解体工事準備期間中に実施した汚染状況の調査結果による放射能レベル区分に基づき、解体前に必要に応じて機器除染を実施したうえで、放射能レベルの低いものから解体撤去を行う。

② 確認項目に対する中国電力の説明

| | |
|-------------|---|
| 確認項目 | <p>〈5〉 作業者の安全確保対策（放射線安全、労働安全）はどうなっているか</p> |
| 関連する顧問からの質問 | <ul style="list-style-type: none"> ・自動化・ロボット化など作業員の被ばく低減を盛り込んだ工程を説明していただきたい（太田顧問） ・デコミ（廃止措置）時にはエアロゾルの吸入による被ばくが重要と聞いている。技術的にどのような考え方（被ばく低減策）を採用しているのか説明してほしい。（長岡顧問） |
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業環境の線量低減のため、解体前に必要に応じて化学的、機械的除染を実施 ・解体作業を実施する場合、汚染状況や作業環境などを踏まえ、必要に応じて汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等を設置、マスク等、作業環境に応じて防護具の着用等、放射線防護上の必要な措置を実施 ・放射線業務従事者の被ばくを可能な限り低く抑えるため、放射線管理区域の出入管理や被ばく線量の測定評価を実施、結果は作業環境・作業方法改善に活用 ・第2段階中の放射線業務従事者の被ばく総量は、3.0人・シーベルト、これは第2段階の12年間に行う解体作業にかかる延べ人数である約126,000人の総被ばく線量が3シーベルトという評価。本評価から算出した年間あたりの平均は0.24人・シーベルトとなり、運転中の被ばく線量実績と比べても十分少ない。実作業は線量目標値を低いレベルで設定し管理 |

| | |
|-----------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉施設に関する作業を行う場合は、保安規定に基づき、全ての作業員（放射線業務従事者）を対象に入所時教育、放射線業務従事者教育等を実施 ・第2段階中に解体撤去する施設のほとんどは線量が低く、クリアランス制度対象物であるため、被ばく低減のための作業の自動化やロボット化までは不要 <p>一方、第3段階においては放射能レベルの比較的高い原子炉本体の解体をするため、ロボット等の遠隔解体装置を用いる等の被ばく低減対策について今後検討</p> |
| <p>関連する 顧問の意見</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所なので、健康影響という点で放射線が話題になるのは当然だが、健康上の問題で一番大事なことは労働安全衛生全般で考える必要がある。転倒、転落、切傷といった様々な事故をしっかりと防止していただきたい。（草間顧問） ・第2段階になって初めて放射線業務に携わる労働者が多数生じる。また様々な職種の作業者が関わるため、バックグラウンドの異なる作業者にどう教育するかが重要である。（草間顧問） |

| | |
|---------|---|
| 確認項目 | <6> 周辺環境への放射性物質漏えい防止対策は取られているか |
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2段階中は、既存の建物、構築物、換気設備により施設外への漏えい防止および拡散防止機能を維持 ・ 解体作業を実施する際には、汚染状況等を踏まえ、必要に応じて、汚染拡大防止囲い、局所フィルタ、局所排風機等を設置 |

| | |
|-------------|---|
| 確認項目 | <p>〈7〉 第2段階中に想定する事故はどのようなもので、どういう対策がとられているか</p> |
| 関連する顧問からの質問 | <ul style="list-style-type: none"> ・再臨界については、事故想定において非常に確率の低い事象を工学的な判断で排除しているものと理解しているが、基本的な考え方を聞きたい。(杉本顧問) |
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2段階中の放射性物質の放出を伴う事故のうち、最も放出量の大きい事故として、建物内で発生する粒子状放射性物質が1つの建物換気系フィルタに集塵され、そのフィルタの破損により付着している全ての放射性物質が敷地外へ放出される場合を想定 ・その場合の周辺公衆の受ける実効線量は0.029ミリシーベルトであり、国の指針に定める1事故あたり5ミリシーベルト以下 ・事故が発生した場合の対策設備である機能維持設備は、定期点検等により維持管理 ・運転炉と同様な確率論的リスク評価を実施する予定はないが、第1段階申請時に、燃料プールに保管中の燃料が再臨界に達することはないことを確認済 |

1. 変更内容のうち、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）に行う具体的な事項の反映部分について

(4) 放射性廃棄物の処理処分

① 第2段階で具体化した内容

解体撤去物は、建物内に確保した保管エリア等に保管し、処理を行うことで、可能な限り放射性物質として扱う必要のないものとして搬出していく。

放射性物質として扱う必要がないものにはできないと判断したものは、雑固体廃棄物としてドラム缶等に詰めて固体廃棄物貯蔵庫に貯蔵保管する。

なお、廃止措置に伴い発生する放射性固体廃棄物の推定発生量については、これまでに実施した汚染状況の調査結果を踏まえ見直している。

② 確認項目に対する中国電力の説明

| 確認項目 | <8> 低レベル放射性廃棄物の処分先はどこか |
|-------------|---|
| 関連する顧問からの質問 | <ul style="list-style-type: none"> 低レベル放射性廃棄物は敷地内に保管するのか。それとも六ヶ所へ送るのか。(長岡顧問) |
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none"> 低レベル放射性廃棄物は適切に処理を行い、気体及び液体廃棄物は安全を確認し放出、固体廃棄物は廃止措置が終了するまでに廃棄の事業の許可を受けた者の廃棄施設に廃棄 廃止措置に伴う低レベル放射性廃棄物はL1、L2、L3とも現時点で処分地候補なし。廃棄場所は必要な時期までに決定 低レベル放射性廃棄物の廃棄場所を定める具体的計画はないが、L1、L2は第2段階では発生しないため、L3の処分場の確保に向けた取り組みを優先的に実施 処分先の確保は電力共通の課題なので、他の廃止措置中の原発を有する電力と連携し、適地を探す努力を継続 |

| | |
|-------------|---|
| 確認項目 | <p>〈9〉 廃止措置に伴い発生する解体廃棄物（放射性固体廃棄物）はどう管理されるか</p> |
| 関連する顧問からの質問 | <ul style="list-style-type: none"> ・デコミ（廃止措置）に限らず、現場の放射線管理を厳密かつ丁寧に行うほど、紙、布、ウエス、ゴム手袋、ポリシート、ポリ袋等の「ほとんど汚れていない廃棄物」が増えてしまいます。このような廃棄物の発生最適化についてどのような方針か（長岡顧問） |
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・第2段階に発生する放射性固体廃棄物については、運転中と同様に、気体・液体・固体の性状等に応じて安全に管理 ・放射性固体廃棄物は、当面の間発電所の敷地の中で、貯蔵能力の範囲で適切に保管管理 （2023年8月末現在の保管数量 ドラム缶 37,570 本相当／貯蔵容量 45,000 本） ・第2段階以降の固体廃棄物等の管理に係る措置は以下のとおり。これらを保安規定に定めるため、今後、保安規定の変更認可申請を実施予定 <p>〈放射性固体廃棄物及び解体保管物の管理並びに保管エリアの管理に係る措置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性固体廃棄物は従前と同様、廃棄物の種類に応じて、処理（固形化、焼却等）を施したうえで貯蔵または保管 ・解体保管物は、ポリ袋で養生すること等により、汚染の広がり等を防止する措置を講じたうえで保管エリアに保管 ・保管エリアについては、エリアを壁、柵等の区画物によって区画する他、保管状況確認のため、巡視や容器の保管数確認等を実施 ・解体撤去物のうちL3は貯蔵庫に保管。第2段階に発生するL3の物量は少なく貯蔵庫の保管容量は十分確保可能、クリアランス制度対象物については敷地内に十分な保管エリアを確保 ・従来から管理区域内作業における廃棄物低減対策として、管理区域へ搬入する物品を必要最小限にすること、消耗品の一元管理や再利用の推進などにより使用量を最適化するとともに、紙、布、ウエス等の可燃物は焼却設備で焼却すること等により廃棄物低減に努めている。 ・解体撤去作業にあたっては、汚染状況の調査結果を踏まえた放射能レベル区分に応じた適切な解体撤去手順・方法を策定して実施する。 |

| | |
|-------------|--|
| 確認項目 | <p><10> クリアランス制度対象物の処理・処分はどのようにされるのか</p> |
| 関連する顧問からの質問 | <ul style="list-style-type: none"> ・クリアランス制度対象物を何かに使うあてはあるのか。(長岡顧問) ・クリアランス制度対象物については、再利用に苦慮した先例があり、難しい問題だと思う。(内田顧問) |
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・クリアランス制度対象物は、建材に再利用できないか検討しており、原子力発電所内で鉄鋼材等に再利用することを想定 ・将来は一般的に再利用できるようになってほしいが、少なくとも地元等の理解なしに敷地外利用する予定なし ・原発で使っている金属は良質であり少資源の日本では再利用も有益というのが国・事業者の考え ・再利用は電力会社内や理解の得られた施設等から進め、ステップを踏んで社会全体に拡大という進め方を想定 |
| 関連する顧問の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・クリアランス制度対象物については、科学的にはリスクが低いとされているが、一般には十分認知されておらず、この認識に乖離があるため、納得が得られなかった場合の対応も想定しておく必要があるのではないか。(太田顧問) ・クリアランスに該当する低レベル放射性廃棄物の活用法；3号機の遮蔽体に使うとか、原子炉建屋のコンクリートの骨材に使うとか、何か現実的なアイデアを示すことができれば社会受けが良くなると思う。因みに、原電東海（1号炉）のコンクリートか鉄材をJ-parcの遮蔽に用いたという話を聞いたことがある。(長岡顧問) |

2. 変更内容のうち、廃止措置工程の見直しについて

(1) 変更内容

廃止措置工程のうち、原子炉本体周辺設備等解体撤去期間及び建物等解体撤去期間を見直し、廃止措置の終了時期を2045年度から2049年度に変更する。

(2) 確認項目に対する中国電力の説明

| 確認項目 | <11> 第2段階の延長理由は何か |
|-------------|--|
| 関連する顧問からの質問 | <ul style="list-style-type: none"> 再処理工場の竣工延期と汚染状況調査の継続が、工期が6年から12年に延びる理由に相当するかがわからない。島根県民の安全安心を一番に考慮した結果であることがわかるような説明をしてほしい。(野口顧問) |
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none"> 第2段階を6年延長する理由は、使用済燃料の搬出・譲渡しを行う予定であった再処理工場の竣工時期が（廃止措置計画申請時に予定していた）2018年から2024年度上期へ6年見直されたため 現行は2029年度までに搬出譲渡しを終える計画だが、再処理工場竣工が2024年度上期予定なので、第2段階で譲渡しを終えることは現実的に困難 再処理工場の操業が始まって、フルに800トン／年の再処理が進むまで、数年をかけてされるという一定の想定のもと、竣工時期を踏まえて今回の計画を立案 汚染状況調査を第2段階まで継続して実施することは、第2段階を延長する理由ではない 期間の変更理由は使用済燃料の搬出計画の見直しによるものであるが、工程を見直すことで、より安全に配慮して作業を進めることができるメリットもあると考える。 県民の安心安全のためには、放射線管理を適切に行うこと、環境への影響を及ぼさないことはもとより、所内の労働災害等を可能な限り無くしていくことと、着実に廃止措置を進めていくことを両立させることが重要と考えている。 |
| 関連する顧問の意見 | <ul style="list-style-type: none"> 6年で出来ないと言っているものを6年でやってくれと言うのは無理だということは分かっている。何より安全に業務を続けることを考えると、出来ないものを無理に進めるのは決して良いことではないので、ある一定の延長はやむを得ない。(野口顧問) 廃炉は長く続けば続くほど（自然災害含めた）リスクが続くということは認識しておいていただきたい。(野口顧問) |

| | |
|---------|--|
| 確認項目 | <p>〈12〉 使用済燃料の搬出先となる再処理工場の稼働見通しはどうか</p> |
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本原燃は六ヶ所再処理工場の竣工時期を 2024 年度のできるだけ早期と公表 ・ 審査や安全対策に時間を要しているが、設工認段階なので工学的な判断をしていけば解決できる最終段階と認識 ・ 審査には電力、関係メーカー含め総力を傾注。当社からも応援要員を出向させ、審査資料の確認等により日本原燃を支援 |

| | |
|-------------|---|
| 確認項目 | <13> 再処理工場の竣工が延期され、廃止措置計画の工程が再延長されることはないか |
| 関連する顧問からの質問 | ・乾式貯蔵が積極的に要らないという理由を示してほしい。(勝田顧問) |
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・六ヶ所再処理工場が 2024 年度絶対に運転開始と断言はできないが、仮に 2024 年度に動かなくても、第 2 段階は余裕を含めた工程としており、多少の変動なら第 2 段階で吸収可能 ・再処理工場の審査については、電力、関係メーカー含め総力を傾注。当社からも応援要員を出向させ、審査資料の確認等により日本原燃を支援 ・使用済燃料は現行の貯蔵設備（燃料プール）を活用しながら計画的に再処理工場へ搬出することで、当面貯蔵に問題はない。なお、上関の中間貯蔵施設は、これから立地可能か調査等を開始する段階で、廃止措置計画に考慮できるものではない |
| 関連する顧問の意見 | ・使用済燃料が原因でスケジュールが遅れるなら、これもリスクではないか。(勝田顧問) |

| | |
|---------|--|
| 確認項目 | <p align="center"><14> 再処理工場の稼働後、他原発や2号機よりも使用済燃料の受け入れが後回しになることはないか</p> |
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 六ヶ所再処理工場の年間最大処理能力 800 トンウランはBWR燃料で 5,000 体程度に相当するため、処理が進むものと想定 ・ 搬出する燃料は島根 1 号 2 号区別せず、原発内から選ぶ ・ 工場が稼働すれば、中国電力にも再処理を受ける権利はあり、この計画で搬出可能 |

| | |
|--------------------|---|
| 確認項目 | <p>〈15〉 廃止措置計画第4段階の短縮理由は何か、また短縮する方法は何か</p> |
| <p>関連する顧問からの質問</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第4段階について、安全を考えれば当初のままという考えもあるのではないか。(勝田顧問) ・ 第4段階の2年間短縮はどのようにして行うことを考えているか。(吉川顧問) |
| <p>中国電力の説明</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工程を検討する中で、複数の解体工事の同時施工、今後得られる先行廃止プラントの実績等による工事の効率化による短縮余地ありと見込み変更 ・ 第2段階の延長で全体工程が延びるが、廃止措置をなるべく速やかに完遂させることを考え、第4段階を2年短縮 ・ なお、第4段階の工事は放射性物質除去後の建物コンクリート解体であり、複数の解体工事は異なる建物での作業のため、同時施工の有無は安全性には影響しない |

| | |
|------------------------------|--|
| 確認項目 | <p><16> 廃止措置期間変更のメリットは何か</p> |
| <p>関連する 顧問から の質問</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・第2段階の工程が6年から12年になることについて、変更によるメリット・デメリットくらい示してほしい。(野口顧問) ・延長することのメリットと、短縮することのメリット、そういうものを示してほしい。(宮本顧問) |
| <p>中国電力 の説明</p> | <p>再処理工場の竣工時期の延期を踏まえ、使用済燃料搬出・譲渡し完了時期の延長が必要。期間延長のメリット・デメリット及び対処法は以下のとおり。</p> <p><廃止措置計画を延長することの主なメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 安全貯蔵期間をより長く確保でき時間的減衰が凶れ、解体機器の線量低減に伴い作業員の被ばく低減に寄与 (2) 延長する期間を利用し、第3段階に解体撤去を行う原子炉本体を対象に、新たに炉内試料の採取による汚染状況の調査を実施することにより、以下のメリットがある。 <ul style="list-style-type: none"> ① 機器汚染レベルや廃棄物発生量の評価精度が向上し、廃棄物の処理処分計画の検討においてより実効性の高い検討が可能 ② より適切な解体撤去工法・手順の策定検討に反映でき、解体に従事する放射線業務従事者の更なる被ばく低減に寄与 <p><廃止措置計画を延長することの主なデメリット></p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料が1号機に存在する期間が長くなり、その間、使用済燃料が存在することのリスクが継続 <p>このデメリットに対しては、使用済燃料の貯蔵に関連する性能維持施設を適切に維持管理することで安全確保が可能と考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、期間延長による作業員確保への影響については、第2段階に解体する原子炉周辺設備は、火力発電所等と同等な設備であることから既存の解体技術において十分対応が可能であり、各発電所と作業員を相互に上手く融通し合う、お互いに支援するといった取組も含め、廃止措置が進められるよう作業員を確保し、また技術力を維持向上しながら廃止措置を進めて行くことを考えている。 |

3. その他廃止措置に関するもの

(1) 各項目に対する中国電力の説明

| | |
|-----------|--|
| 確認項目 | <17> 計画変更等がある場合の住民への情報提供方法やタイミングはどう考えているか |
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none">・ 情報提供方法は、説明会やホームページ、新聞折り込みチラシでの広報など様々な形で実施・ 廃止措置計画は安全協定に基づき判断される各自治体議会等にも説明・ 再処理工場の状況等変化があれば、住民向けに、大勢が集まる機会だけでなく公民館単位等でも説明機会をいただき、発電所を見学する機会を設ける等の方法で情報提供 |
| 関連する顧問の意見 | <ul style="list-style-type: none">・ 廃止措置工程の延長、放射性廃棄物を最終的にどうするか、廃止措置完了後の跡地利用などの情報を早い段階から地域住民に情報提供することが重要。(草間顧問) |

| | |
|-------------|---|
| 確認項目 | <18> 上関中間貯蔵施設と廃止措置計画の関係はあるのか |
| 関連する顧問からの質問 | <ul style="list-style-type: none"> ・サイト内の乾式貯蔵の話はなかったのか。上関の話と関係はあるのか。(勝田顧問) ・使用済燃料の譲渡し計画の見直しとは、上関町への中間貯蔵施設建設計画のためか。(吉川顧問) |
| 中国電力の説明 | <ul style="list-style-type: none"> ・中間貯蔵施設は上関町長からの地域振興策要望に応じて提案したものであり、島根原発との関係で具体的な計画はない ・上関の中間貯蔵施設は、これから立地可能か調査等を開始する段階で、廃止措置計画に考慮できるものではない ・1号機の第2段階は12年だが、先行するむつ市にある稼働前の施設が調査開始から今までに約20年かかっており、期間的にリンクしない |